



## 新 実務経験範囲一覧表

実務経験範囲一覧に変更がございます。

提出書類作成にあたっては、2025年度パンフレットではなく、本実務経験範囲一覧の内容でご準備ください。

### 【対象ページ】

精神保健福祉士短期養成通信課程：P33～35

※新実務経験範囲一覧の「コード」には、「A〇〇」とアルファベットを付けています。

変更が生じたところにはピンクの色をつけています。

削除対象になっている実務経験もありますので、ご注意ください。

## 精神保健福祉士 新実務経験範囲一覧

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種	コード	
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	A26001	
	医療ソーシャルワーカー	A26002	
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	A26003	
	社会福祉士	A26004	
	精神科ソーシャルワーカー	A26005	
	心理判定員	A26006	
児童福祉法			
障害児通所支援事業を行なう施設（児童デイサービスであった期間を含む）			
	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	A26007
	放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員	A26008
	居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員	A26009
	保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員	A26010
乳児院	個別対応職員	A26011	
	家庭支援専門相談員	A26012	
	児童指導員	A26013	
	保育士	A26014	
	里親支援専門相談員	A26015	
児童養護施設	児童指導員	A26016	
	保育士	A26017	
	個別対応職員	A26018	
	家庭支援専門相談員	A26019	
	心理療法担当職員	A26020	
	職業指導員	A26021	
	自立支援担当職員	A26022	
	里親支援専門相談員	A26023	
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員	A26024	
	保育士	A26025	
	児童発達支援管理責任者	A26026	
	心理担当職員	A26027	
	職業指導員	A26028	
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	心理療法担当職員	A26029	
	児童指導員	A26030	
	保育士	A26031	
	個別対応職員	A26032	
	家庭支援専門相談員	A26033	
児童相談所	児童福祉司	A26034	
	児童心理司	A26035	
	受付相談員	A26036	
	相談員	A26037	
	電話相談員	A26038	
	児童指導員	A26039	
母子生活支援施設	保育士	A26040	
	母子支援員	A26041	
	少年を指導する職員	A26042	
	心理療法担当職員	A26043	
	自立支援担当職員	A26044	
障害児相談支援事業を行なう施設	個別対応職員	A26045	
	相談支援専門員	A26046	
	相談支援員	A26047	

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種	コード
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	A26048
	児童生活支援員	A26049
	個別対応職員	A26050
	家庭支援専門相談員	A26051
	心理療法担当職員	A26052
	職業指導員	A26053
	自立支援担当職員	A26054
児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員	A26055
児童自立生活援助事業を行なう施設	相談援助業務を行なう指導員	A26056
	自立支援担当職員	A26057
	個別対応職員	A26058
里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	A26059
	里親等支援員	A26060
	里親研修等担当者	A26061
	養親等相談支援員	A26062
	自立支援担当職員	A26063
	家庭支援専門相談員	A26064
社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	支援コーディネーター	A26065
	生活相談支援員	A26066
	就労相談支援員	A26067
妊産婦等生活援助事業を行なう施設	支援コーディネーター	A26068
	母子支援員	A26069
地域保健法		
保健所	精神保健福祉相談員	A26070
	社会福祉士	A26071
	精神科ソーシャルワーカー	A26072
	心理判定員	A26073
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	A26074
	社会福祉士	A26075
	精神科ソーシャルワーカー	A26076
	心理判定員	A26077
医療法		
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	A26078
	医療ソーシャルワーカー	A26079
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	A26080
	医療ソーシャルワーカー	A26081
生活保護法		
救護施設	生活指導員	A26082
更生施設	生活指導員	A26083
被保護者就労支援事業を行なう事業所	就労支援員	A26084
被保護者就労準備支援事業を行なう事業所	就労支援員	A26085
被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	被保護者就労準備支援担当者	A26086
	相談支援に従事する者	A26087
就労支援事業を行なう事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	就労支援員	A26088
日常生活支援住居施設	生活支援員	A26089
	生活支援提供責任者	A26090
地方自治体		
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A26091
	社会福祉士	A26092
	精神科ソーシャルワーカー	A26093
	心理判定員	A26094

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	コード
生活困窮者自立支援法		
生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	主任相談支援員	A26095
	相談支援員	A26096
	就労支援員	A26097
	家計改善支援員	A26098
	就労準備支援担当者	A26099
社会福祉法		
福祉事務所	査察指導員	A26100
	身体障害者福祉司	A26101
	知的障害者福祉司	A26102
	老人福祉指導主事	A26103
	現業員	A26104
	家庭児童福祉主事	A26105
	家庭相談員	A26106
	面接員に相当する職員	A26107
	女性相談支援員	A26108
	母子・父子自立支援員	A26109
	母子・父子自立支援プログラム策定員	A26110
	就業支援専門員	A26111
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	A26112
「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	A26113	
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	A26114
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	A26115
	相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員	A26116
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	A26117
	心理判定員	A26118
	職能判定員	A26119
	ケース・ワーカー	A26120
法務省設置法		
保護観察所	社会復帰調整官	A26121
	保護観察官	A26122
障害者の雇用の促進等に関する法律		
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A26123
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A26124
	職場適応援助者	A26125
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	A26126
	就業支援担当者	A26127
	主任職場定着支援担当者	A26128
	生活支援担当職員	A26129
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		
女性相談支援センター	相談支援員	A26130
	心理支援員	A26131
	女性相談支援員	A26132
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員	A26133
刑事収容施設法		
刑事施設	刑務官	A26134
	法務教官	A26135
	法務技官（心理）	A26136
	福祉専門官	A26137

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	コード
少年院法		
少年院	法務教官	A26138
	法務技官（心理）	A26139
	福祉専門官	A26140
少年鑑別所法		
少年鑑別所	法務教官	A26141
	法務技官（心理）	A26142
更生保護事業法		
更生保護施設	補導に当たる職員	A26143
	福祉職員	A26144
	薬物専門職員	A26145
	訪問支援職員	A26146
発達障害者支援法		
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	A26147
	就労支援を担当する職員	A26148
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）		
障害福祉サービス事業		
生活介護を行なう施設	生活支援員	A26149
	サービス管理責任者	A26150
自立訓練を行なう施設	生活支援員	A26151
	サービス管理責任者	A26152
就労移行支援を行なう施設	職業指導員	A26153
	生活支援員	A26154
	就労支援員	A26155
	サービス管理責任者	A26156
就労継続支援を行なう施設	職業指導員	A26157
	生活支援員	A26158
	サービス管理責任者	A26159
就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	A26160
	サービス管理責任者	A26161
	相談援助業務に従事する職員	A26162
自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	A26163
	サービス管理責任者	A26164
	相談援助業務に従事する職員	A26165
短期入所を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	A26166
重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	A26167
共同生活援助を行なう施設 （共同生活介護であった期間を含む）	相談援助業務に従事する職員	A26168
地域生活支援事業事業		
日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	A26169
障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	A26170
障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員	A26171
一般相談支援事業を行なう施設 （相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）	相談支援専門員	A26172
特定相談支援事業を行なう施設 （相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）	相談支援専門員	A26173
	相談支援員	A26174
障害者支援施設	生活支援員	A26175
	就労支援員	A26176
	サービス管理責任者	A26177
地域活動支援センター	指導員	A26178
福祉ホーム	管理人	A26179
基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	A26180

施設（事業）種類 （精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）	職種	コード
介護保険法		
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 （介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く）	A26181
職業安定法		
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	A26182
	障害学生等雇用サポーター	A26183
その他		
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	地域体制整備コーディネーター	A26184
	地域移行推進員	A26185
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なう施設	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	A26186
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	A26187
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	A26188
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー	A26189
母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	相談員	A26190
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	A26191
地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	A26192
ホームレス自立支援事業を行なう施設	生活相談指導員	A26193
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	A26194
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	A26195
その他厚生労働大臣が個別に認めた施設 ※個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。事前に当課程へご連絡ください。	精神保健福祉士に関する相談援助に従事する相談員	A26999
現在廃止事業の分野		
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	A26196
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	A26197
	管理人	A26198
知的障害者援護施設	生活支援員	A26199
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	A26200

#### 相談援助の業務

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

- ①精神障害者の相談  
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
  - ②精神障害者に対する助言、指導  
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
  - ③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練  
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
  - ④精神障害者に対するその他の援助  
精神障害者自身が行うことに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
  - ⑤援助を行なうための関係者との連絡、調整等
    - ・ケースカンファレンス等の会議への出席
    - ・ケース記録等の関係書類の整理
    - ・職員間の申し送り、連絡、調整
    - ・関係機関との連絡、調整
- なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

（注意）児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。